

研究大会

第3回環境カウンセラーESD学会 令和元年度研究大会(東京大会)の ご案内

日時 2020年
2月8日 土
9:30～17:00

会場：東京家政大学板橋キャンパス
1号館4階1-4B・5階1-5B
〒173-8602
東京都板橋区加賀1-18-1
電話 03-3961-5226
交通 JR埼京線十条駅下車徒歩5分

■参加者：環境カウンセラー、環境教育インストラクター、教員、学生 一般市民 計100名

■基調講演 演題 環境教育インストラクター等が進めるESD(SDGs)(仮)
講師：江東区立八名川小学校前校長 手島利夫氏
(日本持続発展教育推進フォーラム理事)

■学会の目的

学校及び地域におけるESD、さらにその発展としてのSDGsの普及推進を「支援する」ため、次の項目について学術研究を行う

- ①学校教育、組織内教育、社会教育等において、ESD(SDGsを含む)を推進する教育者(Educators)を支援するとともに、教育者と協同してその学びを支える地域の環境教育指導者を育成する
- ②地域の多様なステークホルダーがGAP及びESD国内実施計画に参加できるよう、その機会をコーディネートする
- ③上記のあらゆる場において活用するための、ESD推進の手引書や教材を作成する

■スケジュール

9:00	開場
10:00	オープンセレモニー 研究発表(2会場)
12:00	お昼休憩&役員会
13:00	記念講演(1件)
14:00	シンポジウム
15:00	総会
16:00	学会賞授賞式 閉会
17:00	懇親会(情報交換会)

■参加費 500円 学生は無料
懇親会 2000円(予定)

■後援

文部科学省
環境省
河川財団
エコテクみらい研究所

■問い合わせ先

事務局 小長谷幸史 新潟薬科大学 応用生命科学部
[TEL:0250-25-5124](tel:0250-25-5124)

e-mail:konayukii@nupals.ac.jp

実行委員会事務局

新潟薬科大学応用生命科学部 寺木秀一研究室内

■参加申し込み方法は4ページ参照

■主催：特定非営利活動法人 環境カウンセラー全国連合会(ECU)
■実行委員長：一條美智子

ESDの主役は「教育者(Educators)」です。 私たちの学会は**教育者の支援方法**を研究します。

ESD
by
ECU

私たち**環境カウンセラー全国連合会（ECU）**はESDに参加する多様なステークホルダーの一員として組織の中にESD学会を設立しました。私たちは自らの特徴を活かしGAPとその国内実施計画を忠実に受け継ぎ発展させ、「教育者（Educators）」の地域での実践を支援します。

●GAP(ESDに関するグローバル・アクション・プログラム)では多様な実践者を「教育者」として取り上げています。

GAPでは次のような教育者（Educators）の実践能力の強化が急務であるとしています。

就学前教育・初等中等教育の養成中の教員及び現職教員、学校長、職業技術教育訓練の養成中の教員及び現職教員、高等教育の学部教授陣、持続可能な開発に関する専門家（大学院教育及び政策決定者、公共セクターの職員、ビジネスセクターの社員、メディアと開発の専門家、ESDプログラムのトレーナーや管理職など）
（文部科学省・環境省仮訳より抜粋）

●私たちは、例えば『ESD国内実施計画』に定められた「ESDの実践者を支援する者」として活動します。

私たちはESDの直接的な実践者として活動することもできますが、それよりも全国各地で活躍するより多くのESD実践者を支援することの方がESDの推進のためにより効果的だと考えています。支援の方法や内容を学術的に研究していくことが私たちの使命です。

ESDの実践者を支援する者の育成

地域において、ESDの実践者を効果的に育成するため、実践者育成のための研修プログラムを設計する人材や多様な主体の協働によるESDをコーディネートする人材等、ESD実践者を支援する役割を担う人材を育成し、その活動を支援する。

出典：持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議、『我が国における「持続可能な開発（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画（ESD国内実施計画）』、p12、平成28年3月10日

●GAPの戦略目標として定められた「ビジネスセクター」の教育者への支援を積極的におこないます。

ESDの実践の場は学校だけではありません。ESDの重要なステークホルダーである企業の中においても同様にその実践が求められています。

専門領域として市民部門と事業者部門をもつ環境カウンセラーはその多様で豊富な実務経験を活かして、企業内教育の担当者を支援することができます。

例えば、国連グローバル・コンパクトが発表している「SDGコンパス」や産業別の「SDGインダストリー・マトリクス」などSDGsを活用した企業経営指針を、地域の中小企業や小規模事業者が経営に取り入れ運用するための支援をおこないます。

●環境教育等促進法に定められている環境教育の「行動計画」作成について市町村への支援を行います。

環境教育等促進法における環境教育の定義はESDそのものであるということが出来ます。そのため、地域で活動する私たちは在住する市町村が作成に努めるべき「行動計画」を地域の特性や条件などを考慮したESDとして作成するための支援を行います。

環境教育等促進法(抜粋)

第二条3項（環境教育の定義）

この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

第八条1項（行動計画）

都道府県及び市町村は、基本方針を勧告して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

ESD国内実施計画

正式名称

我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画

持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議 平成27年2月13日決定

「本実施計画はESD関係省庁連絡会議が決定するものであり、政府の取組みを中心に記述しているが、**ESDの推進にあつてはNGO/NPO、教育機関、企業等政府以外の各ステークホルダーの取組が重要であることは言うまでもない。**」として、政府以外のステークホルダー独自の取組を重視しています。

持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議（平成27年2月13日現在）

議長 文部科学事務次官
環境事務次官

構成員 内閣官房内閣審議官
内閣府大臣官房総括審議官
総務省大臣官房長
外務省地球規模課題審議官
文部科学省国際統括官
農林水産省農村振興局長
経済産業省産業技術環境局長
国土交通省総合政策局長
環境省総合政策局長

オブザーバー 法務省人権擁護局長
厚生労働省政策統括官（労働担当）

本文の目次構成は次のとおりです。

1. 序

(1) ESDの意義
(2) 「国連持続可能な開発のための教育の10年」の取組とその成果及び課題

(イ) DESDにおける我が国の取組
(ロ) DESDの成果及び課題

(3) 「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」と「あいち・なごや宣言」
(イ) グローバル・アクション・プログラム（GAP）の策定
(ロ) あいち・なごや宣言
(4) 本実施計画の位置づけと実施体制

2. 基本的考え方

(1) 優先行動分野の推進
(2) ステークホルダーのコミットメントの促進
(3) 国際アジェンダへのESDの反映

3. 優先行動分野の概要とステークホルダーの取組

①政策的支援

a) 教育政策へのESDの位置づけに関すること
●ESDに関する参考資料の作成・活用と教員研修の実施
●体験活動を通じたESDの推進

b) 持続可能な開発に関する政策へのESDの反映に関すること

●地域の実情を踏まえた幅広い実践的環境人材の育成

●多様な分野における広報啓発活動等の実施
●多様な環境における学習機会の提供

c) 多様なステークホルダーの連携の促進に関すること

●全国的なESD支援のためのネットワーク機能の体制整備

●環境人材育成コンソーシアムとの連携
●ESDコンソーシアム事業の拡充

d) 国際的なESDの推進等に関すること

●ESDに関する政策的な取組
●国際機関を通じたESDの推進
●海外諸国との連携

②機関包括的アプローチ（ESDへの包括的取組）

●教科横断的なカリキュラムづくりを含む、学校における機関包括的アプローチの推進、ネットワークの京成・強化
●モデル校等の育成

③教育者（ESDを実践する教育者の育成）

●教職員研修
●教職員を対象とした交流
●ESDの実践者を支援する者の育成
●ESDに関する学習資料等の収集・作成・提供

④ユース（ESDへの若者の参加の支援）

●ユースフォーラムの開催等、国内外の若者がESD推進に参画する取組の支援
●体験活動推進プロジェクト等の充実

●青少年の交際交流の推進
●全国ユース環境ネットワーク促進事業の実施

⑤地域コミュニティ（ESDを通じた持続可能な地域づくりの参加の促進）

●全国的なESD支援のためのネットワーク機能の体制整備

●地方環境パートナーシップオフィス等におけるコーディネートの推進

●ESDコンソーシアム事業の拡充
●地域の身近な場におけるESDの取組の推進

●ASPUivNetを通じたユネスコスクールと大学との連携強化

●地域レベルでのネットワークの形成や学習の機会の提供

4. 点検・見直し・評価

(1) 取組状況の点検・見直し
(2) 最終年における評価

注：DESDとは「国連持続可能な開発のための教育の10年

(United Nations Decade of Education for Sustainable Development)」の略称。

環境カウンセラーは、環境保全に長年携わり豊富な知識と経験を持つ環境人材として、環境省の所定の審査を経て登録された専門家です。

その幅広い知見や経験から、SDGs（持続可能な開発目標）を達成するために必要な分野横断型、教科横断型の環境カウンセリングを担う人材としてその育成と活用が期待されています。

●有識者（大学教授など）、学校教師、学習塾講師、市民活動のリーダー、NPO活動者、議会議員、行政機関職員、企業経営者、企業社員、資格保有者（技術士、1級建築士、環境計量士、エネルギー管理士など）など幅広いバックグラウンドをもった専門家が環境カウンセラーとして登録され、ESD・環境教育、地球温暖化対策、防災、3R、エネルギー、化学物質、環境マネジメントシステム、生物多様性など様々な環境分野で活躍しています。

●環境カウンセラーは、幅広いニーズに応じた環境カウンセリングを行うため「事業者部門」と「市民部門」の2部門があり、企業、学校、市民団体から個人にいたるまでさまざまな相談ニーズにお応えしています。

環境カウンセラー制度は環境省が環境庁だった時代の平成8（1996）年、「環境カウンセラー登録実施規定」によって発足した制度です。この間、環境カウンセラーは二十年以上に渡って日本の環境保全活動の一翼を担ってきました。

環境カウンセラー登録制度実施規程（抜粋）

○環境庁告示第五十四号 平成八年九月五日

第一条（目的）

この規程は、環境カウンセラーの登録等に関し必要な事項を定めることにより、社会を構成する各主体の、環境保全に関して担うべき役割及び環境保全活動の有する意義の理解を増進するとともに、その自主的な取組を促進し、もって全ての主体が環境保全活動に参加する社会の実現に資することを目的とする。

第二条（登録）

環境大臣は、この規程の定めるところにより、環境保全活動を行おうとする者に対して環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与並びに環境保全活動に関する助言又は指導（以下「環境カウンセリング」という。）を行うことを希望する者のうち、適切な能力・識見等を有する者として広く国民に対し推奨すべき者（以下「環境カウンセラー」という。）を、環境省に備える環境カウンセラー登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

2 環境大臣は、次に掲げる部門ごとに登録簿を備えるものとする。

- 一 事業者部門（事業者を対象とした環境カウンセリングを行う環境カウンセラーを登録する部門をいう。）
- 二 市民部門（市民（市民の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体を含む。）を対象とした環境カウンセリングを行う環境カウンセラーを登録する部門をいう。）

第三条（登録の要件）

登録簿に登録する者は、次に掲げる要件を満たす者として、この規程の定めるところにより、環境大臣の実施する審査に合格した者とする。

- 一 環境保全に関する基本的な知識を有すること。
- 二 環境保全活動に関する相当の知識と経験を有すること。
- 三 前二号の知識と経験を活用して、環境カウンセリングを行ない得る資質及び能力を有すること。

■ 研究発表／参加申込み

(1) 研究発表申込方法：

ECUのホームページ

<https://www.minnanoecu.com/>

→「環境カウンセラーESD学会（東京大会）」から申し込みください。

研究発表申し込みの前に「参加申し込み」を行ってください。申し込みには、研究発表要旨集原稿が必要となります。原稿はPDFファイル形式にしてください。

(2) 研究発表要旨集原稿：A4判（縦型、横書き）

(3) 研究発表申込および発表要旨集原稿提出期間

2019年12月23日(月)～2020年1月23日(日)

(4) 発表内容

①ESDおよび環境カウンセラー及び環境教育インストラクターによる環境教育に関すること

②SDGsの達成を目指した実践・研究に関すること

③その他、地域における環境教育に関する実践

(5) 発表時間：20分（発表15分、質疑応答3分）

(6) 準備できる機器：液晶プロジェクター、